# 第5次浜松市地域福祉計画(案) に対するご意見ありがとうございました

市民の皆さんからの提出意見とその意見に対する市の考え方の公表



令和5年11月15日から12月14日にかけて実施しました「第5次浜松市地域福祉計画(案)」に対する意見募集(パブリック・コメントの実施)に貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。

意見募集を行った結果、市民25人、6団体から115件のご意見が寄せられましたので、それらのご意見とご意見に対する市の考え方を公表いたします。

ご意見につきましては、項目ごとに整理し、適宜要約し掲載しております。

また、お寄せいただきましたご意見を考慮して、「第5浜松市地域福祉計画」を策定し、令和6年4月からの実施を予定しています。今後とも、地域福祉施策に対するご理解とご協力をお願いいたします。

なお、この内容は、市ホームページ (<a href="https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp">https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp</a>) にも掲載しております。

令和6年2月

浜松市健康福祉部福祉総務課

〒430-8652 浜松市中央区元城町103番地の2

TEL 053-457-2326

FAX 050-3730-5988

Eメールアドレス

fukushisomu@city.hamamatsu.shizuoka.jp

#### 募集結果

盛り込み済 17件 その他 19件

#### 目 次

地域福祉とは	(意見数 1件)
	・・・ 3ページ
第1章 計画の策定にあたって・・・・・・・・・・・	・・ 3ページ
1 計画の策定について	(意見数 3件)
2 地域福祉に関わる現状	(意見数 9件)
第2章 計画の基本的な考え方	
1 目標像	(意見数 0件)
2 施策の柱	(意見数 0件)
第3章 施策の展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・ 7ページ
施策の柱1 支え合える人をつくる	(意見数 16件)
施策の柱2 みんなでつながるネットワークをつくる	(意見数 0件)
施策の柱3 誰も取り残さない支援体制をつくる	(意見数 0件)
成年後見制度の利用促進(浜松市成年後見制度利用促進	基本計画)
	(意見数 2件)
第4章 リーディングプロジェクト (浜松市重層的支援体制	整備事業実施計画)
	・・・ 13ページ
1 リーディングプロジェクトの選定	(意見数 2件)
2 重層的支援体制整備事業の実施概要	(意見数 1件)
3 重層的支援体制整備事業の取り組み	(意見数 10件)
4 重層的支援体制整備事業の実施ポイント	(意見数 0件)

第5章	計画の推進と評価		
1	推進体制	(意見数	0件)
2	計画の評価	(意見数	0件)
事業一覧	乞(主な取り組み)・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • 18	ページ
施第	筒の柱1 支え合える人をつくる	(意見数	3件)
施第	<b>筒の柱2</b> みんなでつながるネットワークをつくる	(意見数	19件)
施第	きの柱3 誰も取り残さない支援体制をつくる	(意見数	5件)
資料編・		• • 27	ページ
1	計画策定経過	(意見数	0件)
2	委員名簿	(意見数	0件)
3	福祉関係団体・機関との意見交換	(意見数	1件)
4	パブリック・コメントについて	(意見数	0件)
5	用語解説	(意見数	14件)
その他		(意見数	29件)
		• • • 32	ページ

#### 地域福祉とは(意見数 1件)

提案

表紙の裏面の「地域福祉とは」について

困りごととして「段差のある」→中段の「バリアフリーに配慮されたまち」とされている。車イスの人は段差を解消する方が良いかもしれないが、目の不自由な人にとっては段差がなければ杖で確認がとれない。全て「バリアフリー」を目指すのではなく、「ユニバーサルデザイン」(どちらかというとゆずり合い)の方が良いと思う。

#### 【市の考え方】案の修正

ご意見を踏まえ、すべての人が暮らしやすいまちづくりを進めるユニバーサルデザインの考え方を浸透させるため、下記のとおり、文章を一部修正いたします。

≪修正内容≫(計画案目次の前ページ)

右下のイラスト

(修正前)

バリアフリーに配慮されたまち

(修正後)

ユニバーサルデザインが推進されたまち

#### 第1章 計画の策定にあたって

1 計画の策定について (意見数 3件)

計画案2ページの2行目

(計画案)「・・・住民、福祉サービス事業者、ボランティア等様々な福祉活動の担い手・・・」

提案

2

(修正提案)「・・・住民、ボランティア、NPO、福祉サービス事業者 等様々な福祉活動の担い手・・」

福祉サービス事業者となっているNPO法人もあるが、社会資源として多様な福祉活動を行う、と定款に記載している浜松市内のNPOは150法人を超える。包括的な視点で計画全体を見る必要があるので、個人活動である「ボランティア」とは別に団体活動をする「NPO」を記載する必要を感じる。

提|

計画案2ページの2行目

案

福祉活動を担う住民はボランティアとほぼ同じ立場となるので、ボラ

**3** ンティアを削除してNPOにしたほうがよい。

#### 【市の考え方】案の修正

ご意見を踏まえ、地域福祉を取り巻く活動実態に合わせるため、下記のとおり、 文章を一部修正いたします。

≪修正内容≫(計画案2ページ)

「(2)計画の位置づけ」の2行目

(修正前)

住民、<u>福祉サービス事業者、ボランティア</u>等様々な福祉活動の担い手 (修正後)

住民、ボランティア、NPO、福祉サービス事業者等様々な福祉活動の担い手

計画案4ページの地域福祉の圏域の考え方の概ね中学校区(地区社会福祉協議会)について

提 案

地区社会福祉協議会を中心とした内容では、難しいと感じる。それだけの力が地区社協にはないと思う。

なんでも相談窓口→「なんでも」は削除したほうがいい。

#### 【市の考え方】案の修正

本市において、地域福祉を考えるうえで、地区社会福祉協議会は欠かせない存在です。引き続き、行政や浜松市社会福祉協議会による支援を行い、活動しやすい環境を整え、地域福祉を推進していきたいと考えております。

ご提案がありました語句の修正については、下記のとおり、文章を一部修正いたします。

≪修正内容≫(計画案4ページ)

「圏域欄『概ね中学校区』」の「圏域の役割欄」の3行目

(修正前)

なんでも相談窓口

(修正後)

相談窓口

#### 2 地域福祉に関わる現状 (意見数 9件)

計画案 7ページ「②孤独・孤立対策推進法の施行」の1行目の、…日常生活や社会生活において孤独を覚えること、とあるが、「孤独を覚える」という表現がわかりにくく感じた。

提案

また、この孤独・孤立に関する対策は大変重要と考える。63ページ管理No.48、54と67ページ管理No.95の「コミュニティソーシャルワーカー (CSW)配置事業」において、コミュニティソーシャルワーカーの活動の一つに、孤独・孤立の方への支援も含めるとよいのではないか。

#### 【市の考え方】案の修正

孤独・孤立となる理由は様々であり、一概にコミュニティソーシャルワーカーの 業務としての位置づけではありません。これは、多分野が関わらなくてはならない 問題であり、多機関が共通認識を持った上で、対策を講じていく必要があると考え ております。

ご提案がありました語句の修正については、下記のとおり、文章を一部修正いたします。

≪修正内容≫(計画案7ページ)

「②孤独・孤立対策推進法の施行」の1行目

(修正前)

孤独を覚えること

(修正後)

孤独に不安を感じること

計画案2ページ(2)本市の現状①データからみる浜松市の現状

■人口・世帯構成の推移について

質問 1

65 歳以上でも働く世代が増え、ベビーブームだった人たちも75 歳以上になってきている。

つまり、高齢者でボランティアに参加できた人たちが減ってきている 現実をどのようにとらえていくか。

#### 【市の考え方】その他

人口減少に伴い、地域におけるボランティア等の担い手不足はより困難な問題であると認識しております。

引き続き、ボランティア養成講座等で、担い手育成や若い世代の参画を推進していく一方、地域住民等によるボランティア活動と、社会福祉法人やNPO等の分野ごとで行っている活動を必要に応じてマッチングさせ、お互いの活動に相乗効果を生み出し、地域福祉の推進を図ってまいります。

質	市民アンケート調査の結果について、年代別・男女別の調査結果はあ
問	るか。
2	
質	市民アンケート調査の結果について、年代・男女比率を教えてほしい。
問	
3	

#### 【市の考え方】その他

本調査の年代別・男女別の調査結果については、市公式ホームページにて公開しております。年代別・男女別調査の結果も含めて全体的に分析して次期計画の策定に活かしております。

質 市民アンケートの配付数と回収数がいずれも浜松市全人口の1%にも間 満たないが、反映された結果と言えるのか。

#### 【市の考え方】その他

本調査の回収数の 1,007 件は、統計調査の一般的な目安を上回っておりますので、 信頼できる結果だと考えております。

月問 5

市民アンケート結果によると、「地域のボランティア活動に参加したくない」という市民が約60%いる。この結果を、どう認識しているか。 また、どのようにして「ボランティアに参加したい」という人々を集めるのか。

#### 【市の考え方】その他

「ボランティアに参加したくない」と回答した割合が 60%を超える一方、35% の方が「ボランティアに参加したい」と回答しており、そのような人が活躍できるようニーズとマッチングさせることが重要であると考えております。

浜松市社会福祉協議会とボランティア養成講座を実施しており、ボランティアに 意欲のある方を地域の活動に案内するという事も行っております。地区社会福祉協 議会の活動においても、地域住民をうまく巻き込める工夫ができるように支援する ことで、様々な人を活動につなげてまいります。 計画案 21 ページ 第 1 章 (3) ④リーディングプロジェクトについて 取り組み 1 地区社会福祉協議会への活動支援における地域ボランティア 拠点の充実について

# 安望 1

地域ボランティアコーナー設備の維持管理についても、充実してほしい。照明器具の取り換えや清掃、空調フィルター清掃は高所作業で、脚立を使った作業となる。作業者は、70歳以上の人がほとんどで、安全面から、とても心もとない状況である。照明器具は、省エネやCNを考え、LED化をお願いしたい。

空調フィルターについては、暖房期、冷房期に入る前の清掃を検討してほしい。

#### 【市の考え方】今後の参考

ボランティアの拠点となる地域ボランティアコーナーについて、維持管理の充実 を含め、機能強化を検討してまいります。

計画案 22 ページ 第1章 (3) ④リーディングプロジェクトについて 取り組み 2 コミュニティソーシャルワーカーの配置支援のこれまでの取り組みについて

# 要望

2

コミュニティソーシャルワーカーの活動は大変重要である。

R2以降、飛躍的にコミュニティソーシャルワーカーの地域支援取り 組み件数が増加している。

R3~R5で、取り組み件数の目標がそれまでと同様のままであったのがおかしい。コミュニティソーシャルワーカーがR1:14人 $\rightarrow$ R5:17人と増員しているが、社会情勢などからまだまだ不足しているはずである。計画途中でも状況をみて増員してほしい。

## 要望

コミュニティソーシャルワーカーの地域支援の取り組み件数が増加傾向にあるにもかかわらず、目標件数に変化がない。本来なら前年度取り組み件数を反映して目標件数を設定するはず。そうできない理由について適当なコメントがされていない。

今回の福祉計画におけるコミュニティソーシャルワーカーはかなり重要と思われる。であるならば、実情にあった件数を目標にし、その目標が達成できるための体制づくりをすすめるべき。

#### 【市の考え方】案の修正

ご意見のとおり、コミュニティソーシャルワーカーの活動については、重要な取り組みに位置づけ推進してまいりました。目標については、計画策定時に5カ年を見据え、設定したものであり、その実績も合わせ、実施主体である浜松市社会福祉協議会とも協議しながら増員を図ってまいりました。

なお、取り組み件数に関して、説明内容を追加し、状況が分かりやすいよう文章 を一部修正いたします。

#### ≪修正内容≫(計画案 22 ページ)

「取り組み2コミュニティソーシャルワーカー(CSW)の配置支援」の「これまでの取り組み≪(左表)評価指標に関する実績について≫の1行目

#### (修正前)

目標を大きく超え<u>て、個別支援、地域支援、仕組みづくりが対応</u>でき<u>てい</u>た。

#### (修正後)

<u>コロナ禍に起因する電話対応による支援件数が一時的に急増する等の理由に</u>より目標値を大きく超えたが、適切に対応することができた。

#### 第3章 施策の展開

施策の柱1 支え合える人をつくる(意見数 16件)

提案

6

計画案26ページ施策の柱1支え合える人をつくるの7行目について (計画案)「よって、第5次計画では、次の3項目を施策の方向性として・・・」

(修正提案)「よって、第5次計画では、次の2項目を施策の方向性として・・・」

施策の柱1では、(1)福祉意識の醸成、(2)人材育成への支援 2つ を施策の方向性としている。

#### 【市の考え方】案の修正

ご意見のとおり、記載ミスのため、下記のとおり、文章を一部修正いたします。

≪修正内容≫(計画案 26 ページ)

「施策の柱1支え合える人をつくる」の7行目

(修正前)

次の3項目を施策の方向性

(修正後)

次の2項目を施策の方向性

施	計画案 26 ページ(1)福祉意識の醸成の現状と課題の 7 行目について
質	「親がい」は間違いではないか。
問	施策の柱1では、(1)福祉意識の醸成、(2)人材育成への支援 2つ
6	を施策の方向性としている。
提	「人々が持つ多様な特性や親がいの違い」とあるが、障がいではない
案	カ。
7	
提	「人々がもつ多様な特性や親がいの違いを・・・」
案	親がいとは何か。 障がいという言葉が入るのか。
8	
	(計画案)「人々が持つ多様な・・・違いを理解し認め合うことで、支え
	合い助け合う社会・・・」
	(修正提案)「そもそも人間は生まれながらに違いがあり、誰もがそうし
提	た違いがあるものとして受け入れ、支え合い助け合う社
案	会・・・」
9	元の文は、確かによく見る文章で間違いはないと思うが、違いを認め
	合う、という言葉の前提に、皆同じのはずだが、という無意識が存在し
	てしまうかもしれない。互いにある違いを認めるという重要な部分を明
	確にした書き方として、書き直したがいかがか。

#### 【市の考え方】案の修正

ご意見を踏まえ、互いにある違いを認める点を取り入れ、下記のとおり、文章を

一部修正いたします。

≪修正内容≫(計画案 26 ページ)

「(1) 福祉意識の醸成」の「現状と課題」の7行目

(修正前)

<u>人々が持つ多様な特性や親がいの違いを理解し認め合うことで</u>、支え合い助け 合う社会

(修正後)

人間は生まれながらに違いがあり、誰もがそうした違いがあるものとして受け 入れ、支え合い助け合う社会

提案

10

計画案 26 ページ(1) 福祉意識の醸成の基本施策①地域福祉を進める ための意識啓発・理解促進の1行目について

(計画案)「・・・同じ地域の住民としてとても生きる・・・」

(修正提案)「・・・同じ地域の住民としてともに生きる・・・」

#### 【市の考え方】案の修正

ご意見のとおり、記載ミスのため、下記のとおり、文章を一部修正いたします。

≪修正内容≫(計画案 26 ページ)

「(1)福祉意識の醸成」の「基本施策①地域福祉を進めるための意識啓発・理解促進」の1行目

(修正前)

同じ地域の住民としてとても生きる

(修正後)

同じ地域の住民としてともに生きる

要 計画案 26ページ(1)福祉意識の醸成の基本施策①地域福祉を進める

望 ための意識啓発・理解促進の3行目について

**4** 「性的マイノリティの人」を入れてほしい。

#### 【市の考え方】案の修正

ご意見のとおり、性的マイノリティの人の理解を深めることも重要と考え、下記のとおり、文章を一部修正いたします。

≪修正内容≫(計画案 26 ページ)

「(1) 福祉意識の醸成」の「基本施策①地域福祉を進めるための意識啓発・理解促進」の3行目

(修正前)

障がい者や外国にルーツを持つ人々への理解

(修正後)

障がい者や外国にルーツを持つ人、性的マイノリティの人等への理解

要 つながりづくりについて

望 地域福祉では、いかに地域の中で支え合い、ネットワークが築けるか

**5** がネックとなるが、自治会やPTA、子ども会が弱体化しているなかで、

ほぼそれと同じ規模のパワーをもった地域のつながりがなければ地域福祉を実現することができないと考える。地域福祉計画のさまざまな施策が「課題を発見した後」のサポート体制で、発見する前の、地域のつながりづくりの事業規模が希薄だと思う。そのうえで、以下の点について意見したい。

柱1「支え合える人をつくる」について(ボランティア人材以外の取り込み)

ボランティアを「はまボラ」等で募集したことがあるが、地域外から 応募してくることが多く、地域での定着が見込めない。ボランティア募 集という直接支援に興味のある方だけでない層にも地域に関わる仕組み が必要である。

例:自家菜園の野菜交換・販売会/祭り参加を促進するための、法被のリユースや貸し出し/小学校で、子どもたちと触れ合える憩いの場/中学校でなじみにくい子がいける、保健室ならぬ「ばあばじいじのこたつ部屋」

#### 柱1「支え合える人をつくる」について(施策の工夫)

要 望 6 地域イベントや文化的な行事、地域にコミットすると得するような仕組みを構築し、さまざまな世代が地域に関わることで、もともとボランティアに興味のなかった人が地域での支援に関わるような仕組みが必要だが、59ページからの「事業一覧」では、そうした仕組みをつくる事業の受け皿がほとんどなく、コミュニティ担当職員と地区社会福祉協議会に委ねられているように見える。これでは地域の差が大きく出てしまうと思う。

地元の小学校や協働センター、図書館に、目的がなくてもいられる場を作る(ゲームなど、過ごし方も自由)/地元でボランティアすると地元スーパーで使える地域通貨を整備する/市民農園の拡充などなど、市全体で工夫できることがあるはず。

#### 【市の考え方】今後の参考

ご意見を踏まえ、ボランティアに興味のない人に対し、どう働きかけていくかについて、分野にとらわれず、新たな視点を持ちながら、取り組みを検討してまいります。

#### つながりづくりについて

要望

地域福祉では、いかに地域の中で支え合い、ネットワークが築けるかがネックとなるが、自治会やPTA、子ども会が弱体化しているなかで、ほぼそれと同じ規模のパワーをもった地域のつながりがなければ地域福祉を実現することができないと考える。地域福祉計画のさまざまな施策が「課題を発見した後」のサポート体制で、発見する前の、地域のつながりづくりの事業規模が希薄だと思う。そのうえで、以下の点について意見したい。

柱 1 「支え合える人をつくる」について(支え合える人をつくる人が不足)

地域で人が出会い支え合える仕組みを作るのは、地区社会福祉協議会とコミュニティソーシャルワーカー、コミュニティ担当職員しかおらず、 圧倒的に不足している。NPOなどと連携して、と記載されているが、 団体の有無には地域差がある。自治体・子ども会・PTAも弱体化して おり期待できない。

まず、コミュニティソーシャルワーカーの数が圧倒的に少ないので、 増やす必要がある。

また、コミュニティ担当職員、地区社会福祉協議会の人材育成がとても重要になってくるが、地域福祉計画では、人材育成については事業化されていない。

特にコミュニティ担当職員には、社会教育や福祉の知識はもちろん、ジェンダーや人権についての深い学びが必要で、さらに、アートによる地域づくりの好例がこの20年間で全国各地にあるので、ぜひ取り入れてほしい。例えば「大きいものを運ぶ」というアート活動があるが、運ぶだけで楽しく、ばからしく、一体感が生まれる。何のために運ぶか、という結果ではなく過程に価値があるので、人と人のつながりのためにも、ぜひアートに学んでほしい。

#### 【市の考え方】今後の参考

ご意見のとおり、人材育成を充実させていくことは、大変重要な点です。そのうえで、コミュニティソーシャルワーカーを始めとし、様々な支援関係機関が地域を巻き込んだコミュニティソーシャルワーク機能を発揮できる体制を整えることが大きな課題と捉えております。

引き続き、体制づくりをしていく中で、それに関わる人材に対し、研修会の実施 等により資質向上を図ってまいります。

要望

人材育成の支援で「支え合える人をつくる」という施策の柱があるが、 現在、地域では、人材不足が問題になっている。地域資源を掘り起こせ ば、退職し、家にいる人や地域に関わりのなかった人などたくさんいる。 そのような人が地域で活躍してくれるように行政からの後押しがあると 良いと思う。

【市の考え方】**今後の参考** 

ご意見のとおり、計画案 27 ページの施策の方向性 2 人材育成への支援を推進していく中で、ボランティア活動に参加しやすい環境を整えてまいります。

提 案 11 NPO法人ではなくNPOとして範囲を広げた方がいい。

計画案 21 ページ リーディングプロジェクトの取り組み状況>内容

>4

計画案 27 ページ (2)人材育成への支援>現状と課題> 2 行目

計画案27ページ(2)人材育成への支援の現状と課題の2行目について

提 案 12

(計画案)「・・の担い手(NPO法人、民間企業等)との協働の強化・・」 (修正提案)「・・の担い手(NPO、民間企業等)との協働の強化・・」 案の中にNPOという言葉が数多く出ているが、NPO法人もよく使 われている。意味から考えると、ここは法人格の有無は関係のない内容 なので、NPOでよいのではないか。

#### 【市の考え方】案の修正

ご意見を踏まえ、該当部分においては、法人格の有無は関係ないため、下記のとおり、文章を一部修正いたします。21 ページのご提案については、第4次計画の取り組み内容であるため、修正を差し控えさせていただきます。

≪修正内容≫(計画案 27 ページ)

「(2)人材育成への支援」の「現状と課題」の2行目

(修正前)

NPO法人、民間企業等

(修正後)

NPO、民間企業等

要望

9

計画案 27 ページ(2)人材育成への支援 基本施策①ボランティア人 材の育成について

ボランティア養成講座もさることながら、ボランティアコーディネーターの養成とその支援をお願いしたい。

ボランティアをしたい人は結構いるが、ちゃんとしたコーディネーターの元で活動するかしないかで、成果の違いは大きい。

#### 【市の考え方】今後の参考

ご意見のとおり、今後のボランティア養成について、コーディネーターの養成面にも力を入れて、ボランティア活動全体を底上げしてまいります。

質 問 7 個人的にサロンを立上げ、お手伝いいただくスタッフとともに事業を 行っている。「ささえあいポイント事業」を活用しようと思ったが、年齢 の制約があり利用できなかった。将来的に年齢制限をなくすことはある のか。

#### 【市の考え方】その他

ささえあいポイント事業は、高齢者の社会参加を奨励・支援し、ボランティア活動を通じた地域貢献意識や介護予防意識の向上と、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう支え合い活動の活性化を図ることを目的に実施しているため、現在のところ、年齢制限をなくすことは考えておりません。

なお、高齢化の進む中山間地域(天竜区の一部と浜名区引佐町の一部)での地域 ボランティアは、例外として、年齢制限なく登録いただいております。

計画案28ページ(2)人材育成への支援 基本施策②ボランティア活動へ参加しやすい基盤づくりの4行目について

提 案 13 (計画案)「ボランティアセンターが、・・・ボランティア団体への活動 支援を行います。」

(修正提案)「ボランティアセンターや中間支援NPOが、・・・ボランティア団体等NPOへの活動支援を行います。」

社会づくり活動のプラットフォーム機能をもつという話は、まさにN

PO の役割を語るときに外してはならないものである。様々な主体が協力して社会のための福祉活動を行うということがこの案の主旨だと読み取った。ボランティアセンターが浜松市社会福祉協議会内にある組織を指すのかはっきり理解できなかったが、情報のマッチングやコーディネート、ボランティア団体への活動支援を業務とする浜松市市民協働センターの運営に携わるNPO法人はじめ、いわゆる中間支援活動を明確に行っているNPOは複数ある。

参加の場としてプラットフォーム機能を持つ組織体を対象にした文章と考えると、ボランティア団体はNPOの一部になるので、資料編の用語解説に書かれているように、広義的な意味をもつNPOで括ったほうがよいかと思われる。

#### 【市の考え方】案の修正

ご意見のとおり、中間支援活動を行っているNPOを明記し、また、ボランティアセンターの機能を分かりやすく説明するために、下記のとおり、文章を一部修正するとともに、「ボランティアセンター」を用語解説に追加いたします。

#### ≪修正内容≫(計画案 28 ページ)

「基本施策②ボランティア活動へ参加しやすい基盤づくり」の4行目 (修正前)

ボランティアセンターが・・・ボランティア団体への活動支援を行います。 (修正後)

ボランティアセンター<u>や、中間支援活動を行うNPO</u>が・・・ボランティア団体等NPOへの活動支援を行います。

≪修正内容≫(計画案 79 ページ)

「は行」内

(修正前)

記載なし

(修正後)

・ボランティアセンター

「ボランティアをしたい人」と「ボランティアをしてほしい団体」をつなげる場所(及び機能)のこと。全国的に施設があり、社会福祉協議会、NPO、大学等が運営し、ボランティアに関する相談や依頼、活動紹介をする。

成年後見制度の利用促進(浜松市成年後見制度利用促進基本計画) (意見数 2件)

提案

計画案 40 ページ 地域連携ネットワークのなかに、教育(学校、教育 委員会等)が入っていない。地域の付き合いのなかで、学齢期の子ども がいる家庭は子どもを通じたネットワークづくりがされている傾向が強い。情報共有は必要なのではと感じる。

#### 【市の考え方】案の修正

ご意見のとおり、地域連携ネットワークにおいて、教育分野の連携は必要である と考えるため、下記のとおり、文章を一部修正いたします。 ≪修正内容≫ (計画案 40 ページ) イラストの一番下の項目

(修正前)

医療 · 福祉関係団体

(修正後)

医療・福祉・教育等関係団体

計画案 40 ページ 地域連携ネットワークのイメージ図は、重層的・包括的な支援を表している。ここに、民間団体・NPO等の表記に、自助グループ・ボランティア団体・NPO等と明確に表記していただきたい。 医療・福祉関係団体の福祉関係団体と自助グループとは違う。

提 案 15

また、ネットワークを構築しても、多職種連携しても、あらゆる角度で見る分野をこえて支援するのであれば、横断的な支援体制も必要ではないのか。特定の専門職だけで集まって会議をしても肝心な情報を持っている専門職が居ないことが多々あります。当事者を良く知る当事者が居ないこともある。

#### 【市の考え方】盛り込み済

本計画において、NPOの定義として、計画案 77 ページの用語解説に示しているとおり、NPOに自助グループも含まれると考えております。

第4章 リーディングプロジェクト (浜松市重層的支援体制整備事業実施計画) 1 リーディングプロジェクトの選定(意見数 2件)

計画案 41 ページ 1 リーディングプロジェクトの選定(事業の目的) の7行目について

質問

『リーディングプロジェクト』の説明の中に「地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対する包括的な支援体制」とあるが、どのようなことか。

#### 【市の考え方】その他

いわゆるごみ屋敷や8050問題のような複雑な問題を抱えた世帯に対し、多機関が協働し、問題解決を図っていきます。

具体的な例として、計画案 44 ページに「重層的支援体制整備事業」の取り組み 例にて示しております。

リージェントプロジェクトについて、全体的に「元気な健常者と言われる方々」が主体となって考え、検討して、事業を進めている感を感じてしまう。

提案

16

みんなが「出会い、つながり、支え合う」地域づくりの「みんな」は 誰を指すのか。また、「支え合う」とは、どのように支え合うのか。 計 画案を拝見して、イメージをしてみた。

地域福祉計画(案)リージェントプロジェクトでは、健常者支援者主体 <困っている障害等・高齢の方々・子育て世代・外国籍の方々・困窮している方々 などなど > 健常者支援者主体と見える。

同じ障害・疾病や生活環境を持ち、福祉関係団体や自助グループとして活動している方々の活動体のことも対等に考え、その内容を追記して

ほしい。

私のリージェントプロジェクトのイメージは、当事者健常者支援者協働<困っている地域住民>健常者支援者当事者協働というイメージである。

それぞれの困っている人々を両側で、健常者支援者が支え合うのではなく、みな、地域住民ということで、両側に、福祉関係団体や自助グループの当事者も含めて健常者支援者と一緒になって それぞれの困っている方々、ジェンダー関係なく地域住民を支え合い支え合う。と考えている。

#### 【市の考え方】盛り込み済

本計画は、すべての地域住民が対象となる計画です。ご意見の通り、支援関係機関が困りごとを抱える世帯を支援するとともに、地域住民同士の支え合いをいかにつくっていくかがこのリーディングプロジェクトの課題と考えております。

#### 2 重層的支援体制整備事業の実施概要(意見数 1件)

計画案 44 ページ ●支援チームと主な役割 イラストの登場人物について

提案

17

社会づくり活動の具体的な登場人物等がなるべく多く描かれたほうが、多機関協働事業という主旨が理解しやすいと思う。よくある複合的なごみ屋敷と猫の多頭飼い等の問題事例なので、例えば、飼い猫の譲渡支援については個人でなくグループで活動されていることが多いので、「動物愛護ボランティア」を「動物愛護NPO」としたり、ごみ片付けの手伝いこそ、個人のボランタリーな活動として見られるものなので、「地域住民」としないで「地域住民ボランティア」としたらどうか。

#### 【市の考え方】案の修正

ご意見のとおり、分かりやすく取り組み例を示すため、下記のとおり、文章を一 部修正いたします。

≪修正内容≫(計画案 44 ページ)

●支援チームと主な役割のイラスト2つ

(修正前)

動物愛護ボランティア

(修正後)

動物愛護NPO

(修正前)

地域住民

(修正後)

地域住民ボランティア

#### 3 重層的支援体制整備事業の取り組み (意見数 10件)

**質** 計画案 45 ページ 3 (1) 属性を問わない相談支援体制の強化につい **問** て

9 相談支援包括化推進員の配置や、運営形態が分かりにくい。

具体的に推進員の配置が、直営や委託の場合、どの機関が担うのか知りたい。また、市民で問題を抱える方が直接、推進員にアクセスできるのか。そのような場合も含め、連絡先は、広報やホームページ等に開示されるのか。

#### 【市の考え方】盛り込み済

計画案 46、47 ページに示したとおり、相談支援包括化推進員は、直営(福祉総務課)と委託の複数の運営形態で、庁内外の円滑な連携を図っていきたいと考えております。

この相談支援包括化推進員は、既存の支援関係機関間の連携や困難事例の解決に向けた役割分担のつなぎ役としての機能を果たす予定となっております。

計画案 45 ページ 3 (1) 属性を問わない相談支援体制の強化 取り 組み内容の 10 行目について

提案10

CSW等による地域づくりの文について、「CSW等による地域づくりにより、地域の身近な場所での相談の受付や、早期発見する機能が強化されます。地域住民の困りごとを早期発見することが出来るとともに、必要な支援機関につながる体制の構築を図ります」と修正すれば、分かりやすい。

#### 【市の考え方】案の修正

ご意見のとおり、記載ミスを修正するとともに、分かりやすく内容をお伝えする ため、下記のとおり、文章を一部修正いたします。

≪修正内容≫(計画案 45 ページ)

「取り組み内容」の 12 行目

(修正前)

強化され<u>ることで、</u>地域住民の困りごとを早期発見すること<u>でできる</u>ともに、 (修正後)

強化されます。地域住民の困りごとを早期発見することができるとともに、

計画案 45 ページ 3 (1) 属性を問わない相談支援体制の強化 取り組み内容の 14 行目について

提 案 19 (計画案)「・・・連携強化を図るうえで、相談支援包括化推進員の配置 や・・・」

(修正提案)「・・・連携強化を図るうえで、相談支援包括化推進員の庁 内配置・・・」

相談支援包括化推進員という言葉は、46・47ページに出てきているが、 それ以前の45ページの文章に唐突に出てきているので、その役割の効果 について推測しにくい。

#### 【市の考え方】案の修正

ご意見の踏まえ、庁内に配置することを示すとともに、庁外にも配置する内容も付け加え、下記のとおり、文章を一部修正いたします。

≪修正内容≫(計画案 45 ページ) 「取り組み内容」の 14 行目 (修正前)

相談支援包括化推進員の配置や

(修正後)

相談支援包括化推進員の庁内外への配置や

計画案 45 ページ 3 (1) 属性を問わない相談支援体制の強化 包括 的相談支援事業 実施体制(支援関係機関)について

実施体制(支援関係機関) ➤ 実施体制(相談支援関係機関)のほうが理解しやすい。

包括的相談支援事業として、関わる担当課がどれほどの広がりがある か疑問を感じる。

案 20

提

「外国」という言葉は本案に 14 か所登場している。ならば当然、浜松市多文化共生センターの相談支援の関わりは外せない。残念ながら、子どもについては、保育・子育てにとどまり、その上の年代の子どもに関わる課題を扱う相談支援機関が実施体制の中に組み込まれていません。教育総合支援センターや、浜松市青少年育成センターも含まれるべき。特に福祉教育・福祉体験学習の充実(27ページ)も掲げられており、教育現場との連携は重要となる。

#### 【市の考え方】その他

本計画においては、支援に関わる機関を「支援関係機関」と統一して記載しております。

ご意見のとおり、包括的相談支援事業を実施する上で、福祉分野のみならず、そのほかの分野との連携は不可欠であると考えておりますので、今後も各分野との連携強化を図ってまいります。

要望

10

計画案 45 ページ 3 (1) 属性を問わない相談支援体制の強化 包括 的相談支援事業 実施体制(支援関係機関)について

支援関係機関に、教育委員会、国際交流協会、青少年育成センターをいれてほしい。

要望

11

「外国人の専門性をもった人・団体」、「義務教育卒業後の若者に対する専門性をもった人・団体」「教育に対する専門性をもった人・団体」は含まれていない。また、コミュニティソーシャルワーカーの人数が少なすぎる。

#### 【市の考え方】盛り込み済

計画案 46 ページには、厚生労働省から示された重層的支援体制整備事業を行う上での必須事業を記載しております。その中で、「No.11 その他の支援関係機関」と示したとおり、ここには、教育分野、外国人に関わる分野等様々な分野の支援関係機関を含めております。

包括的相談支援事業を実施する上で、福祉分野のみならず、そのほかの分野との連携は不可欠であると考えております。

**提** 計画案 48 ページ 3 (1) 属性を問わない相談支援体制の強化 アウ

案 トリーチ等を通じた継続的支援事業 実施体制について

**21** № 1 で「必要が場合」とありますが、「必要な場合」である。

#### 【市の考え方】案の修正

意見のとおり、記載ミスのため、下記のとおり、文章を一部修正いたします。

≪修正内容≫(計画案 48 ページ)

「実施体制」の「No.1 コミュニティソーシャルワーカー (CSW)」、「事業における主な取り組みの内容」の3行目

(修正前)

必要が場合

(修正後)

提

案

22

必要な場合

計画案 54ページ 3 (3) 地域づくりに向けた支援体制の強化 地域づくり事業 実施体制 (地域づくり事業・拠点) No.8 児童館運営事業について

(計画案)「・18 歳未満の児童とその保護者・・・・」

(修正提案)「・18 歳未満の児童(幼児~少年)とその保護者・・」

「児童福祉法で使われる児童」という言葉は 18 歳未満を指しているということだが、「学校教育法で使われる児童」だと理解されることが一般的だと思われるので、18 歳未満と書かれているもののさらに注釈的な記載を足してほしい。なぜならば、浜松市の子ども施策が、幼児・保育・子育ての視点が強く、その上の年代の子ども・若者施策が薄い現実がある。

浜松に幸いにも4か所残る既存の児童館を、まさに 18 歳以下の中学 生や高校生たちの居場所として機能させる必要があると思う。

#### 【市の考え方】案の修正

児童館は、18 歳未満のすべての子どもを対象とした施設となっていますので、 下記のとおり、文章を一部修正いたします。

≪修正内容≫(計画案 54 ページ)

実施体制(地域づくり事業・拠点) No.8 児童館運営事業

(修正前)

18 歳未満の<u>児童とその保護者を対象に、児童に健全な遊びを与え、その健康</u>を増進し、情操を豊かにする。

(修正後)

18 歳未満のすべての子どもの健全な育成を図るため、情操を豊かにする健全な遊びを実施することで、子育て中の親子を中心とした地域交流の場を提供する。

要望

12

計画案 54 ページ 3 (3) 地域づくりに向けた支援体制の強化 地域づくり事業 実施体制 (地域づくり事業・拠点) について

地域づくり事業の主体が福祉課になっている。しかし、福祉課だけで 地域連携ネットワークづくりは作れない。他の課への働きがけも福祉課 が責任をもってしていくのかが言及されていない。違う課との連携につ いてもきちんと図式化してほしい。

#### 【市の考え方】盛り込み済

計画案 54 ページには、厚生労働省から示された重層的支援体制整備事業を行う上での必須事業を記載しております。その中で、「No.11 その他の地域づくり事業」と示したとおり、今後の地域づくりを進めていく上では、福祉分野のみならず、そのほかの分野との連携は不可欠であると考えております。

また、本計画において、2ページの「■計画の位置づけのイメージ図」に示した とおり、福祉関係のみならず、その他の生活関連の分野と連携して計画を推進して まいります。

提案

23

計画案 55ページ 「地域づくり事業」の展開イメージ(取り組み例)下段の地域づくりの展開イメージの取り組みイメージの4行目につい

(計画案)「再分配法人、ふるさと納税、能副連携、地域再生・・・」 (修正提案)「再分配法人、ふるさと納税、農福連携、地域再生・・・」

#### 【市の考え方】案の修正

ご意見のとおり、記載ミスのため、下記のとおり、文章を一部修正いたします。

≪修正内容≫(計画案 55 ページ)

下段の「取り組みイメージ」の4行目

(修正前)

再分配法人、ふるさと納税、能副連携、地域再生

(修正後)

再分配法人、ふるさと納税、農福連携、地域再生

#### 事業一覧(主な取り組み)

施策の柱1 支え合える人をつくる(意見数 3件)

安 望 13

地域福祉計画(案)の中で関係各課が実施する「主な取り組み」一覧があるが、各年度において具体的な評価ができるような仕組み作りをお願いしたい。

#### 【市の考え方】盛り込み済

計画案 57 ページの「2計画の評価」の「(1) 評価について」のとおり、計画の成果を確認するため、各事業(主な取り組み)が位置づけられる個別計画の評価指標を基に評価を行ってまいります。

≪認知症サポーター養成講座≫

(計画案 59 ページ管理No.11、61 ページ管理No.32)

要 望 14 本年6月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が交付され、令和6年1月施行となる。これに伴い、「認知症サポーター養成講座テキスト」は令和5年10月、18年ぶりの大改訂となった。この改訂は日本全体の認知症施策を社会につなげる重要な事象である。

現在の浜松市は購入在庫がなくなるまでは旧版を利用するときいているが、その場合は、補足資料が必要である。また、改訂にそった伝達するキャラバンメイトは本改訂の意味を熟知する必要がある。資料準備、指導者(キャラバンメイト)への教育が必要であることが記載されてい

ない。どのようになるのか。全国一斉に動き出している。浜松市も他県 他市と同様に、今後の計画は「認知症基本法」にしたがったものとなる べきであると考えている。

#### 【市の考え方】その他

令和6年2月から3月にかけて、認知症サポーター養成講座の講師であるキャラバンメイトを対象に新しいテキストによる研修を予定しています。それまでに認知症サポーター養成講座を受講された人に対しては新しいテキストについて学べる機会の提供を検討していまいります。

計画案 61 ページ(2)人材育成への支援 ①ボランティア人材の育成 について

提 案 24 新しく「みんなのICT支援者養成講座」の取り組みを加えてほしい。 タブレット端末等ICTを活用したコミュニケーション支援の取り組 みが庁内でなされているが、そもそもそうした機器を障害のある人や高 齢の当事者が活用できるような環境整備をする必要がある。手指や視覚 に不自由があっても入力操作支援をする機器やアプリなどの存在自体、 市民に知られていない現状もあり、デジタルスマートシティを標榜する 浜松市として、市民のレベルでボランタリーにICT支援を行える人を 増やす必要がある。

#### 【市の考え方】今後の参考

障がいのある人への I C T 機器の普及・操作支援について、検討してまいります。

#### 施策の柱2 みんなでつながるネットワークをつくる(意見数 19件)

≪コミュニティソーシャルワーカー (CSW) 配置事業≫

要望

(計画案 63 ページ管理No.48)

コミュニティソーシャルワーカーは地域の現状を詳細に理解するために、1包括圏域ごと1つの単位として担当者を配置する。重層的支援も同様に、1包括圏域ごと1つのチームで対応するのが効果的である。

#### 【市の考え方】**今後の参考**

ご意見を踏まえ、地域の実情に合わせた配置を検討してまいります。

≪コミュニティソーシャルワーカー (CSW) 配置事業≫

(計画案 63 ページ管理No.48)

要 望 16 コミュニティソーシャルワーカーと呼ばれる人々が活動されている。令和5年6月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が国会通過、令和6年1月に施行となる。これにより、全国一律に、2019年からの「認知症施策大綱にうたわれている共生と予防」へ向かうこととなる。地域高齢者の増加とともに、認知症の人々が増加している。地域の実情にあわせて活動するコミュニティソーシャルワーカーには「認知症に関する知識」をもっていただきたい。どのような資格の方であるかもわからないが、学習が必要であると感じる。効率よく、高齢化社会を乗り切るためには必要であると考える。今年度からの計画に反映を希望する。

#### 【市の考え方】今後の参考

ご意見のとおり、コミュニティソーシャルワーカーの多機関協働に係る機能を充実させていくため、様々な分野の新たな法の施行や、法改正を理解した上での対応が非常に重要となると考えております。

コミュニティソーシャルワーカーの研修においても、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」等の様々な題材を取り上げ、資質向上を図ってまいります。

提案 25
(計画案 63 ページ管理No.51、No.52)
②地区社会福祉協議会や地域密着で活動するボランティア団体等管理No.51 とNo.52 は重複していないか。
提 ≪地区社会福祉協議会活動費補助金≫

た ≪地区社会福祉協議会活動資補助金≫案 (計画案 63 ページ管理No.51、No.52)管理No.51 と 52 は同じである。

#### 【市の考え方】案の修正

ご意見のとおり、記載ミスのため、管理No.52 を削除いたします。

《生活支援体制整備事業》

**質** (63 ページ管理No.55)

間 生活支援体制整備事業の協議体と、令和6年1月からの区再編に伴う 地区コミュニティ協議会との関係はどのようになるのか。

#### 【市の考え方】その他

地区コミュニティ協議会の体制は区再編後も変更がないため、生活支援体制整備事業との関係性においても変更はありません。

≪生活支援体制整備事業≫

要 望 17 (計画案 63 ページ管理No.55、65 ページ管理No.74、70 ページ管理No.115) 生活支援体制において予防支援サービスのプラン作成者は不足している。介護報酬と比較し大変報酬の設定が低く、今後の対応について明確にしてほしい。

#### 【市の考え方】今後の参考

介護予防・生活支援サービスを利用する際のケアプラン作成は、地域包括支援センターやケアマネジャーの皆様にお願いしています。プラン作成の報酬は、介護報酬を基に算定しており、介護報酬改定に伴い変更する予定でおります。また、プラン作成者の不足については市としても認識しており、関係機関の皆様の意見を伺いながら改善に向けて検討してまいります。

#### 《生活支援体制整備事業》

要 望 18 (計画案 63 ページ管理No.55、65 ページ管理No.74、70 ページ管理No.115) 生活支援体制整備事業にうたわれている内容は、現在も進行中である と思うが、介護保険の判定基準の変化により該当者が増加していると予 測される。この事業のことを知らずか理解できずに、その支援にあやか ることなく重度化してから介護保険事業につながる高齢者が多いのが現 状である。特に認知症発症者に多い。できるだけわかりやすく、市民全体に伝えるようにしてほしい。

#### 【市の考え方】その他

高齢者福祉に係る分野別計画である「はままつ友愛の高齢者プラン」にて、生活 支援体制づくり協議体のコラムを掲載し、知名度の向上を図ってまいります。

#### ≪児童館運営事業≫

(計画案 64 ページ管理No.63)

(計画案)「児童の健全な育成を図るため、情操を豊かにする健全な遊び を実施することで、子育て中の親子・児童を中心とした、地 域交流の場を提供します」

#### 提 案 27

(修正提案)「児童(幼児〜少年)の健全な育ちを応援するため、情操を 豊かにする遊びや自発的な活動ができる場として、子育て 中の親子や子どもたちのための地域交流の機会を提供しま す」

浜松市の子ども施策が、幼児・保育・子育ての視点が強く、子どもたちを客体的に見る施策であったり、その上の年代の子ども・若者施策が薄かったりする現実がある。因みに札幌市では100を超える児童会館(その他ミニ児童会館も90館)があり、夜の9時まで開館する日もあって中学生や高校生たちの居場所ともなっている。

#### 【市の考え方】案の修正

児童館は、18 歳未満のすべての子どもを対象とした施設となっていますので、 下記のとおり、文章を一部修正いたします。

また、国の「子どもの居場所づくりに関する指針」を参考に、中高生の居場所の ひとつとして、児童館としての役割を研究してまいります。

≪修正内容≫(計画案 64 ページ)

児童館運営事業(管理No.63)(修正後計画案管理No.62)

#### (修正前)

<u>児童</u>の健全な育成を図るため、情操を豊かにする健全な遊びを実施することで、 子育て中の親子・児童を中心とした、地域交流の場を提供します。

#### (修正後)

18 歳未満のすべての子どもの健全な育成を図るため、情操を豊かにする健全な遊びを実施することで、子育て中の親子を中心とした地域交流の場を提供します。

提 案 28 居場所や交流の場づくりの促進として、新しく「若者活動センター (Youth Center) の設置事業」の取り組みを加えてほしい。

#### 【市の考え方】**今後の参考**

新たな居場所や交流の場づくりについて、他都市の状況を踏まえ、検討してまいります。

≪医療と介護の連携≫

要 望 19 (計画案 65 ページ管理No.77、69 ページ管理No.111)

「医療と介護の連携」についても、今後は今まで以上に重要になってくると考える。在宅医療と介護の連携を共通でデータ管理できる仕組みなど、IT化も含めた地域包括ケアシステムの構築が求められていると感じている。

#### 【市の考え方】今後の参考

医療と介護の連携において、ITを活用した情報の共有は有用と考えます。一方、全市共通の情報共有の仕組みづくりについては様々な課題があります。浜松市地域包括ケアシステム推進連絡会の場において、検討してまいります。

#### ≪医療と介護の連携≫

要

(計画案 65 ページ管理No.77、69 ページ管理No.111)

望 20

医療介護の連携は 2000 年から推進されている。共生社会にむけて今後は、医療と介護の職域に限定せずに、多領域多職種や地域住民もふくめた対象の拡大が必要と考える。

#### 《医療と介護の連携》

(計画案 65 ページ管理No.77、69 ページ管理No.111)

≪地域包括ケアシステムの構築≫

要 望

21

(計画案 69 ページ管理No.109)

2000 年から医療と介護の連携は推進され、今後は専門職の力のみにたよる時代ではなくなっているといわれている。特に、認知症に関しては介護保険制度、医療保険制度のみに依存せずに 浜松市においても医療と介護の専門職のみならず多領域多職種、住民も含めた連携を拡大する時代であると考えている。

第5次浜松市地域福祉計画における考えを教えてほしい。

#### 【市の考え方】**今後の参考**

浜松市では、地域包括ケアシステム推進連絡会において、医療・介護の分野にかぎらない多職種の参加により、全世代・全対象型のシステム構築に向けた連携について協議しています。地域住民を含めた対象の拡大については、検討してまいります。

#### ≪地域ケア会議≫

(計画案 65 ページ管理 No. 76)

要 望 22 地域ケア会議が各地域で開催され地域課題がだされるが、その次の会議の際に、その課題の進捗状況は伝えられることはない。毎回参加してくれる民生委員、自治会役員の方々から課題抽出の意味について問われることがある。(私は主催者ではなく、地域参加者なので同様の思いです。)課題解決の経過は協力者を市民に求めるためにも、伝達すべきではないかと感じる。会議の目的、進め方の指針を作成してはどうか。

#### 【市の考え方】今後の参考

地域ケア会議で抽出された地域課題の解決に向けて、民生委員や自治会を含め関係機関の皆様と連携して取り組んでいくため、会議の主催者である市や地域包括支援センター職員が、参加者との共通認識のもと会議を開催できるよう検討してまいります。

#### ≪避難行動要支援者名簿の整備≫

(計画案 66 ページ管理No.85)

質問11

避難行動要支援者名簿作成と記載してあるが、現在「個別避難計画」 作成を令和3年5月災害対策基本法改正時、市町村に対して、概ね5年 程度で作成依頼。なので、令和7年度までに。と通知されている。

なので、避難行動要支援者名簿作成でなく、個別避難計画作成ではないか。避難行動要支援者名簿作成をまずは実施するにしろ、個別避難計画作成と二度手間にならないのか。浜松市は、避難行動要支援者名簿作成を、個別避難計画作成と置き換えるのか。障害者福祉計画では、個別避難計画作成となっている。統一化してもらいたい。

#### ≪避難行動要支援者名簿の整備≫

(計画案 66 ページ管理No.85)

質 問 12 質問1) 自治会では要支援者となる家族がいる場合はその名前を示すことができる自治会名簿を作成しているが、その自治会名簿とは違う避難行動要支援者名簿を別途作成するということか。

質問2) 避難支援等関係者とはどういう人たちのことを指すか?

質問3)避難支援個別計画の作成をどういう人に依頼するのか。

#### 【市の考え方】その他

浜松市では、要支援者の名簿と名簿に登載された要支援者の氏名や住所等の基本 情報を記載した個別避難計画の用紙を避難支援者となる自治会へ配付しています。

自治会には、身近な地域における避難支援体制の構築とあわせて個別避難計画への避難支援者の選定や避難支援の方法などの加筆をお願いしています。

自治会によっては、すでに自治会内の要支援者について独自に名簿を作成している自治会もありますが、その場合は市から提供する名簿の情報を参考情報として取り込み充実させるために活用いただいています。

なお、障害分野の分野別計画である障がい者計画では、上記の体制整備に加え、 さらに踏み込んだ取り組みとして避難支援等関係者への「個別避難計画の策定支援」を掲げているため、方針は統一されています。

#### ≪避難行動要支援者名簿の整備≫

(計画案 66 ページ管理No.85)

提 案 29 名簿の存在を知らない障害当事者が多いのではないかと思う。子どもを特別支援学校に通わせる保護者 12 名に聞いたが、ほとんどが名簿の存在を知らなかった。医療的ケアを受けているお子さんの家庭にはお手紙で案内があったそうだが、家族だけで避難させるのは厳しいケースにあたると思われる。子供2人が重度障害の人は名簿のことを知らなかった。せっかく支援体制を充実させても、情報が当事者にいきわたっていなければ意味がない。どのように周知していくのか、というプランを織り込んでいただきたいと思う。

また、「避難支援等関係者」とは何を指すのかわかりづらいと感じる。 民生委員や自治会の防災組織のことか。どこに相談すれば名簿につながるのか理解できるよう、もう少し具体的な言葉に変えてはどうか。

#### 【市の考え方】案の修正

避難行動要支援者名簿に関して、障がい者手帳や介護認定申請等の手続きの際に

窓口や郵便に同封したり、広報はままつに記事を掲載したりすることにより周知に 努めてきたところですが、ご指摘のとおり、制度の認知度の向上は課題と捉えてお りますので、引き続き体制整備の取り組みの一環として多様な方法による周知に取 り組んでまいります。

「避難支援等関係者」は、ご意見を踏まえ、下記のとおり、用語解説を追加いたします。

≪修正内容≫(計画案 79 ページ)

「は行」内

(修正前)

記載なし

(修正後)

· 避難支援等関係者

<u>災害対策基本法に規定する、消防機関、都道府県警察、民生委員、社会福祉</u>協議会、自主防災組織、その他の避難支援等の実施に携わる関係者。

#### ≪福祉避難所の受け入れ体制の構築≫

(計画案 66 ページ管理No.87)

提 案 30 福祉避難所については、以前は積極的に情報を公開しない(災害時に 人が殺到するのを避けるため)ということを聞いたことがある。しかし ながら、現在は市のホームページに掲載されていて、一般の避難所から トリアージされて福祉避難所へ避難する、という道筋も示されている。

しかし、このことが「障害福祉のしおり」(手持ちのものは令和4年度版)には掲載されていない。障害当事者の中には、ホームページを見る人がどれほどいるか分からない。少なくとも「障害福祉のしおり」には福祉避難所について掲載して頂きたい。ここでもまた、周知の方法について計画案に盛り込んでいただきたいと思う。

#### 【市の考え方】その他

福祉避難所の周知方法について検討していきます。

### 要望

23

≪福祉避難所の受け入れ体制の構築≫

(計画案 66 ページ管理No.87)

福祉避難所利用については、災害時に福祉的トリアージが行われるということだが、医療的ケア児など明らかに余裕のない重度障碍者の場合は直接福祉避難所を利用できるよう事前取り決めによる特例を設けてほしい。

≪災害時における自助、共助、公助の啓発≫

(計画案 66 ページ管理No.84,)

≪福祉避難所の受け入れ体制の構築≫

(計画案 66 ページ管理No.87)

要 望 24

要配慮者のための生命保全のために行政だけではなく家族・地域・支援団体等がそれぞれにできることを行い協力していくことが必要、と記載のような活動を地元では話し合いをもち顔の見える多領域・多職種・住民も含めた関係はできつつある。

その場で多く聞かれる意見を書かせていただく。

独居高齢要介護者は支援を必要とするが、避難場所には「車いす対応か」「洋式トイレが使用可能か」「簡易でも寝台があるか」などが重要である。未だ、浜松市は一次避難所を経由して必要な避難所へ移動でしょうか。支援する人も自ら、家族、複数の要支援者を抱えている場合などもあり、独居高齢要支援者が増加する現在、一次避難所からの移動などを考慮すると、福祉避難所に移動協力をしたいと考えている。支援効率化も含めて、福祉避難所の受け入れ体制の構築をはかっていただきたいと市民ボランティアも含めての声である。

#### 【市の考え方】今後の参考

福祉避難所の開設・運営方法については、浜松市地域防災計画に基づき防災部局と連携し、福祉部局で検討します。

#### 施策の柱3 誰も取り残さない支援体制をつくる(意見数 5件)

≪障がい者相談支援センターによる総合相談≫

要望

25

(計画案 67 ページ管理No.97)

障害者の社会復帰には就労訓練が重要である。しかし就労訓練は自力で通所することが条件で、最初のハードルとなっている。十分な対応、サポートと相談支援により、意欲を高め社会復帰への支援をすすめてほしい。

#### 【市の考え方】盛り込み済

障がい者相談支援センターにおいて、就労を含めた相談に対応しており、相談者の状況に応じ、相談者の自立に向けた提案や関係機関の紹介を行っております。

#### ≪ひきこもり支援事業≫

(計画案 68 ページ管理No.104)

要 望 26 若年層から高齢者に至るまで幅広い年齢層で、支援を必要とするひきこもりの方がいる。実際には、精神科にかかっても、病院に継続して通い治療を適切に受けることが困難で、相談機関に相談しても、「かかりつけ医に相談してください」と言われ、実際にひきこもりを解決でずに困っている家庭があったり、ひきこもりを続けて高齢者になった方で、支援困難になっているケースもある。

今後、ますます 40 代、50 代に解決困難で高齢者になっていく人が少しでも減るように、予防対策が必要と感じる。

#### 【市の考え方】今後の参考

浜松市ひきこもり地域支援センターでは、ひきこもり状態となった方やご家族が、できるだけ早期に必要な支援につながっていけるよう、活動内容の動画を作成するなど、わかりやすい形で周知するとともに、市民向け講演会を開催しています。引き続き予防的観点をふまえた取り組みを行っていきます。

要望

27

≪ヤングケアラー支援推進事業≫

(計画案 68 ページ管理No.106)

今後、ますます介護に携わる専門職との連携は重要と考える。研修会の開催から、連携体制の構築に至るまで幅広く事業を展開していただく

ことを強く望む。

#### 【市の考え方】盛り込み済

ヤングケアラー支援には、医療・福祉・介護・教育をはじめとした多分野との連携が大切です。各分野における研修会開催をはじめ、ヤングケアラー支援を充実させるための情報共有など、連携体制強化を図ってまいります。

≪精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築の推進≫ (計画案 69 ページ管理No.110)

<del>罗</del>望 28 精神的不健康な状況で民生委員やケアマネジャーの介入が困難なケースがある。病名・診断を着けるところまでかかわることが難しい状況下で、精神保健福祉センターなどの専門性の高い職能によるアウトリーチで早期対応が可能にしてほしい。部署ごとの縦割りや相談支援が長期化する中で、事件や事故などにつながることを避けたい。かかりつけ医に軽度認知症と診断され、アルコール依存によるせん妄が悪化しているケースなどに困難がある。

#### 【市の考え方】今後の参考

本市では、精神障がいの有無に関わらず、誰もが安心して暮らすことができるよう、保健、医療、福祉等の関係機関が連携して包括的な支援の充実に向けて取り組んでいます。いただいたご意見を参考に、関係機関との連携強化に努めてまいります。

≪相談支援専門員等を対象にした研修会の開催≫

(計画案 70 ページ管理No.120)

要 望 29 現在、80-50 あるいは 70-40 問題ともいわれる世帯が増加している。 高齢者は介護保険の介護支援専門員が、若年者には相談支援専門員が支援している場合が多い。介護支援専門員は最低でも月1回、課題のある場合は度々、該当家族と会うこととなる。しかし、相談支援専門員は訪問義務がない様子で、当事者からのSOSがなければ会うこともないようである。当該相談支援専門員が異変に気付くことなければそのままとなる。

したがって、介護支援専門員に頼る家庭が多く支援の限界がきている場合も多い。介護支援専門員は障害の相談支援も兼務可能ではあるが、物理的に困難である。相談支援専門員こそ、専門性を磨くべきと感じている。至急、ご検討をいただきたい。

#### 【市の考え方】盛り込み済

相談支援専門員の質の向上に向け、障がい者基幹相談支援センターによる技術支援や相談支援専門員に対する研修会を開催しております。

今後も質の向上に向けた取り組みを行ってまいります。

#### 資料編

3 福祉関係団体・機関との意見交換(意見数 1件)

提案

計画案 76 ページ No.39 の項目について

(計画案) NPO 法人遠州精神保健を進める市民の会(E-JAN) (修正提案) 認定NPO 法人遠州精神保健を進める市民の会(E-JA

31  $\binom{N}{N}$ 

#### 【市の考え方】案の修正

ご意見のとおり、記載ミスのため、下記のとおり、文章を一部修正いたします。

≪修正内容≫(計画案 76 ページ)

№39の項目

(修正前)

NPO法人遠州精神保健を進める市民の会(E一JAN)

(修正後)

認定NPO法人遠州精神保健を進める市民の会(E一JAN)

5 用語解説 (意見数 14件)

本案のキーパーソンともなる語句だと思うので、「用語解説」に以下の

**提** 語句を追加してほしい。

案

· 多機関協働事業者

32 · 相談支援包括化推進員

生活支援コーディネーター

#### 【市の考え方】案の修正

ご意見のとおり、本計画おいて重要な用語のため、下記のとおり、用語解説を追加いたします。

≪修正内容≫(計画案 78 ページ)

「さ行」、「た行」内

(修正前)

記載なし

(修正後)

生活支援コーディネーター

介護保険法に基づき配置されている、地域における生活支援等サービス提供 体制整備の推進役。生活支援の担い手の養成やサービスの開発、関係者の橋渡 し役、ニーズとサービスのマッチング等を行う。

相談支援包括化推進員

支援関係機関による相談支援に関する連携を推進する者。庁内外に配置している。(R5現在、庁内は福祉総務課職員、庁外はコミュニティソーシャルワーカーが兼務している。)

#### • 多機関協働事業者

重層的支援体制整備事業において、既存の連携体制では、解決困難な案件に ついて調整し、支援関係機関の役割分担を図るための多機関協働事業の中心を 担う者。 **提** 用語解説に、「浜松市社会福祉協議会」の解説を入れてほしい。

案

33

#### 【市の考え方】案の修正

ご意見のとおり、本計画おいて重要な用語のため、下記のとおり、用語解説を追加いたします。

≪修正内容≫(計画案 79 ページ)

「は行」内

(修正前)

記載なし

(修正後)

浜松市社会福祉協議会

地域福祉の推進を目的とする民間団体で、住民ニーズ・福祉課題の明確化、 住民の福祉の推進、関係機関・団体等の組織化や連絡調整の活動等を行う社会 福祉法に規定された社会福祉法人。

**提** 用語解説 アウトリーチについて

**案** 文頭に「社会的に困っている「ひきこもり」や「生活困窮者」など」

34 を追加

#### 【市の考え方】案の修正

ご意見を踏まえ、用語の意味を分かりやすく伝えるため、下記のとおり、用語解説を修正いたします。

≪修正内容≫(計画案 77 ページ)

「あ行」内 アウトリーチ

(修正前)

積極的に対象者がいる場所に出向いて働きかけること。

(修正後)

様々な手法で、支援等を必要とする人に必要なサービスや情報を届けること。 例えば、社会的に困っている「ひきこもり」や「生活困窮者」等への訪問支援 や、各地域で行われる活動への訪問支援等。

**提** 用語解説 サイトポリシーについて

**案** 文末に「ユーザーとウェブサイト管理者の支障を防ぐため、前もって

35 | ユーザーの同意を得ておくこと」を追加

#### 【市の考え方】案の修正

ご意見を踏まえ、用語の意味を分かりやすく伝えるため、下記のとおり、用語解説を一部修正いたします。

≪修正内容≫(計画案 77 ページ)

「さ行」内 サイトポリシー

(修正前)

ウェブサイトを運営するうえでの方針のこと。

#### (修正後)

ウェブサイトを運営するうえでの方針<u>。ユーザーとウェブサイト管理者の支障</u> を防ぐため、前もってユーザーの同意を得ておくこと。

提 用語解説 社会福祉法について

**案** 文頭に「社会福祉事業が公明適切に行われるように、」を追加

36

#### 【市の考え方】案の修正

ご意見を踏まえ、用語の意味を分かりやすく伝えるため、下記のとおり、用語解説を一部修正いたします。

#### ≪修正内容≫(計画案 77 ページ)

「さ行」内 社会福祉法

#### (修正前)

日本の社会福祉の目的・理念・原則と対象別の各社会福祉関連法に規定されている福祉サービスに共通する基本的事項を規定した法律。

#### (修正後)

社会福祉事業が公明適切に行われるように、日本の社会福祉の目的・理念・原則と対象別の各社会福祉関連法に規定されている福祉サービスに共通する基本的事項を規定した法律。

提 用語解説 重層的支援体制整備事業について

**案** 「地域住民の様々な問題に向けて、既にある支援の体制を重ね合わせ

**37** | てつなぐこと」を文言に加えて説明したらどうか。

#### 【市の考え方】盛り込み済

ご提案いただいた内容を盛り込み、用語を説明しております。

提 用語解説 障がい者相談支援センターについて

**案** 文末の「機関」を「窓口」へ変更したらどうか

38

#### 【市の考え方】案の修正

ご意見を踏まえ、用語の意味を分かりやすく伝えるため、下記のとおり、用語解説を一部修正いたします。

#### ≪修正内容≫(計画案 78 ページ)

「さ行」内 障がい者相談支援センター

#### (修正前)

障がい者とその家族等からの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のために必要な援助等、また、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行う機関。 (修正後)

障がい者とその家族等からの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のために必要な援助等、また、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行う機関(窓口)。

提案

用語解説 ソーシャルネットワークサービス (SNS) について 文末に「人と人が交流し、情報を共有できる仕組み」を追加

39

#### 【市の考え方】案の修正

ご意見を踏まえ、用語の意味を分かりやすく伝えるため、下記のとおり、用語解説を一部修正いたします。

≪修正内容≫(計画案 78 ページ)

「さ行」内 ソーシャルネットワークサービス (SNS)

(修正前)

インターネット上で、人と人とのつながりを支援するサービス。

(修正後)

インターネット上で、<u>人々が交流し、情報を共有できる仕組みであり、</u>人と人とのつながりを支援するサービス。

提

用語解説 多文化共生について

案

文末の「生きていくこと。」を「よりよく生きていくこと。」へ変更

40

#### 【市の考え方】案の修正

ご意見を踏まえ、用語の意味を分かりやすく伝えるため、下記のとおり、用語解説を一部修正いたします。

≪修正内容≫(計画案 78 ページ)

「た行」内 多文化共生

(修正前)

国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築 こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きていくこと。

(修正後)

国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともにより良く生きていくこと。

提案

用語解説 地域包括支援センターについて

「地域で暮らす高齢者等を介護・福祉・健康・医療等、様々な面から 支援する総合相談機関。」を「市町村が設置主体となって、地域で暮らす 高齢者等を介護・福祉・健康・医療等、様々な面からお困りごとを包括 的に支援する総合相談センター。浜松市内に 22 箇所ある。」へ変更した らどうか。

#### 【市の考え方】その他

46ページ「支援関係機関」の一覧に、運営形態として「委託」、また設置数として「22ヵ所(概ね日常生活圏域ごと)」と記載しているため、用語解説では変更いたしません。

**提** 用語解説 ふれあいいきいきサロン活動について

最後の行の「場」を「場(サロン)」へ変更

案 42

#### 【市の考え方】案の修正

ご意見を踏まえ、用語の意味を分かりやすく伝えるため、下記のとおり、用語解説を一部修正いたします。

#### ≪修正内容≫(計画案 79 ページ)

「は行」内 ふれあいいきいきサロン活動

#### (修正前)

ひとり暮らし高齢者や未就学の子どもとその親等が、住み慣れた地域の中で孤立することなく、生きがいを持ち、笑顔で安心して暮らすために、日常的なふれあいや交流を行うことができる「場」を定期的につくる活動。

#### (修正後)

ひとり暮らし高齢者や未就学の子どもとその親等が、住み慣れた地域の中で孤立することなく、生きがいを持ち、笑顔で安心して暮らすために、日常的なふれあいや交流を行うことができる「場 (サロン)」を定期的につくる活動。

提 用語解説 民生委員・児童委員

**案** │ 最後の行の「地域の」を「地域の子どもたちが安心して暮らせるよう」

43 へ変更

#### 【市の考え方】案の修正

ご意見を踏まえ、用語の意味を分かりやすく伝えるため、下記のとおり、用語解説を一部修正いたします。

#### ≪修正内容≫(計画案 79 ページ)

「ま行」内 民生委員・児童委員

#### (修正前)

民生委員は民生委員法に基づき厚生労働大臣から無報酬で委嘱された非常勤の特別職の公務員で、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い社会福祉の増進を務める人。また、児童福祉法に基づき児童委員を兼ね、地域の子ども及び妊産婦の福祉の増進にも務める。

#### (修正後)

民生委員は民生委員法に基づき厚生労働大臣から無報酬で委嘱された非常勤の特別職の公務員で、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い社会福祉の増進を務める人。また、児童福祉法に基づき児童委員を兼ね、地域の子どもたちが安心して暮らせるよう子ども及び妊産婦の福祉の増進にも務める。

提 用語解説 ユニバーサルデザインについて

**案** 文頭に「「すべての人のためのデザイン」を意味し」を追加

**44** 1 行目「違いを超え、」を「違いに関わらず、」へ変更

#### 【市の考え方】案の修正

ご意見を踏まえ、用語の意味を分かりやすく伝えるため、下記のとおり、用語解

説を一部修正いたします。

≪修正内容≫(計画案 79 ページ)

「や行」内 ユニバーサルデザイン

(修正前)

年齢、性別、身体能力、国籍等人々が持つ様々な特性や違い<u>を超え</u>、すべての 人に配慮して心豊かな暮らしづくりを行っていこうとする考え方。

#### (修正後)

「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢、性別、身体能力、国籍等人々が持つ様々な特性や違いに関わらず、すべての人に配慮して心豊かな暮らしづくりを行っていこうとする考え方。

提案

用語解説 リーディングプロジェクトについて

「事業全般を進めるうえでの核となり、先導的な役割を果たす施策。」を「事業体(市町村)がその事業を進めていくうえで、中心となる先導

的な役割を果たす施策(活動計画)のこと。」

#### 【市の考え方】案の修正

ご意見を参考に、用語の意味を分かりやすく伝えるため、下記のとおり、用語解説を一部修正いたします。

≪修正内容≫(計画案 79 ページ)

「ら行」内 リーディングプロジェクト

(修正前)

事業全般を進めるうえでの核となり、先導的な役割を果たす施策。

(修正後)

<u>計画の目標像に向けて、</u>事業全般を進めるうえで核となり、先導的な役割を果たす施策。

#### その他 (意見数 29件)

要望

30

様々な事業を行っているが、浜松市のホームページなどを見ても事業 内容についての詳細が把握できない事が非常に多いと感じる。

どこでどのような事業を行っており、困った時にどこに相談すればいいのかを一元化したホームページがあると良いと思う。

#### 【市の考え方】今後の参考

ご意見のとおり、ホームページの作成等、相談しやすい体制づくりを検討してまいります。

要望

31

今の経済環境では、自分の生活で精一杯でボランティアで活動する余裕はない方が大半である。

少しでも何らかの報酬が得られる様な仕組みを作らないとボランティアを行う人たちは減少の一途を辿ると思う。

#### 【市の考え方】盛り込み済

計画案 61 ページに記載してある「ささえあいポイント事業」のとおり、ボランティア活動や介護予防活動に対して、換金可能なポイントを付与する事業を実施し

ております。今後も、ボランティア活動へ参加しやすい基盤づくりに努めてまいります。

要	障がい者の方が65歳以上になり介護保険を使う様になった時に、障が
望	い福祉と高齢者福祉の連携が非常にしにくく困っている。
32	分野ごとの壁をなくして対応して頂ける様にして欲しい。
<b>#</b>	福祉専門職は非常に賃金が低く抑えられており、なり手が減る一方で
要望	ある。
33	市町村だけで解決できる問題ではないが国への問題提起を強く働きか
33	けてほしい。
<b>#</b>	福祉専門職に対し、メンタル面でのケアが不足している様に感じる。
要。	カウンセラー資格は玉石混合なので、国家資格を含めて信頼できる資
· 望 · 34	格を持った人を認定カウンセラーとしてメンタル面でのケアを行うと良
34	いと思う。
要	福祉専門職のスキルアップのための研修が少ない様に感じるため、も
望	っと多く開催して欲しい。
35	

#### 【市の考え方】今後の参考

ご意見のとおり、今後もよりより福祉サービスを提供できるよう、計画案 32 ページから記載がございます施策の柱 3 「誰も取り残さない支援体制をつくる」を推進していく中で、福祉サービス提供者の育成・支援や福祉サービスの適切な利用の促進を図ってまいります。

要 地区社会福祉協議会は市内にいくつあるのか。地域福祉活動の推進母望 体であると認識しているのなら、資金や人材、情報などの運営支援をしてもらいたい。

#### 【市の考え方】その他

地区社会福祉協議会は、市内 58 地区中 56 地区(R 6.2 時点)に設置されております。支援については、浜松市社会福祉協議会を通じて各地区社会福祉協議会が行っている事業に応じた補助金を交付しているほか、コミュニティソーシャルワーカーによる活動に対する支援を行っております。

**質** 地域共生社会を考えた時に、最近、外国籍の方が大変増えているが、 **問** 今回の計画には反映されているか。その記載はどこにあるか。 **13** 

#### 【市の考え方】盛り込み済

本計画は、国籍に関わらず、すべての人が暮らしやすいまちづくりを目指しております。計画案 26 ページからの施策の柱 1「支え合える人をつくる」や 33 ページ からの施策の柱 3「誰も取り残さない支援体制をつくる」の基本施策等に盛り込まれております。

要 同プランのまとめ方で、前回の反省があって今後の新しいプランを策望 定していくと思うが、前計画の事業達成度合いや結果から出た未達成な 事業など課題を整理してほしいと思う。

**質** 内容が漠然としているが、具体的にどのようなことをして成果が挙げ **問** られているのか。

14

#### 【市の考え方】盛り込み済

計画案 17 ページから記載してあるとおり、現計画の振り返りや次期計画に向けての課題を整理したうえで、計画を策定しております。

質 問 15 ボランティアの活用という記載があったが、ボランティアというのは時間と資金にゆとりがないとできないことだと考えている。昨今の情勢を踏まえると、市民からボランティアを募るには限界があるように思う。不足する人材については、市職員の増員でカバーできないだろうか。

#### 【市の考え方】今後の参考

計画案 15 ページのとおり、アンケート調査によると、市民の約3割が地域のボランティア活動に参加したいと回答しています。行政職員の人員が限られていることもあり、地域の方々の力をお借りしながら運営している状況です。地域ボランティア活動への参加意向がある人々が活動できるようにマッチングしていくことに注力してまいります。

#### 【市の考え方】盛り込み済

相談窓口については、例えば、地域包括支援センターを 22 か所、障害者相談支援センターを 5 か所設置しております。色々と困りごとがある場合、それぞれの窓口がワンストップで受け止め、その世帯の様々な課題を洗い出し、必要な相談機関と連携しながら課題解決に向けて支援してまいります。

要望

約3割の市民がボランティア活動への参加意向があるという話だったが、市から依頼されて自治会が民生委員等をやってくれる人を探す際、20人に声をかけても見つからないというのが現状である。アンケート結果と実態が必ずしも一致するわけではないので、ボランティアをやりたい人がたくさんいるという認識は持たない方がよいと思う。

#### 【市の考え方】盛り込み済

計画案 27 ページに記載の施策の柱 1 施策の方向性 2 「人材育成への支援」を推進していく中で、ご意見がありました民生委員・児童委員等の地域の人材不足に対し、浜松市社会福祉協議会を通じてボランティア養成講座を開催する等により、ボランティア活動に興味がある人の発掘や地域福祉活動とのマッチングに努めてまいります。

要 地域について大切に考えていることありがたいが、今後の中山間地に望 とっては、広いエリアに「わずかな人」ということで、難しい対応が迫40 られると思うので、地域合わせた検討をお願いしたい。

#### 【市の考え方】今後の参考

各地域における課題を把握し、地域ごとの状況を踏まえた地域づくりをしていくことが本計画であり、地域全体を巻き込んで、活動を推進していくことに努めてまいります。

質	ボランティアセンターの現状はいかがか。
問	今後のボランティアセンターはどのように展開されていくのか。
16	
	今回、「包括」と「重層」と「地域」がキーワードになっていると感じ
質	た。その中でボランティアセンターを社協にお願いしているということ
問	だが、その3つの観点からすると現在のボランティアセンターにはどの
17	ような評価をしているか。それによって今後のボランティアセンターの
	想像ができると考える。

#### 【市の考え方】その他

現状は、ボランティアに関する相談支援、ボランティアバンクの管理や、ボラン ティア団体への活動助成を行っております。

今後についても、計画案 28 ページの施策の柱 1 「支え合える人をつくる」施策の方向性「ボランティア活動へ参加しやすい基盤づくり」に記載ございますとおり、ボランティアセンターがプラットフォーム機能を果たし、情報のマッチングやコーディネート、ボランティア団体への活動支援を行ってまいります。

福祉計画はとても難しいものである。コミュニティソーシャルワーカーが、令和5年度時点で17人ということであるが、果たしてその人数で望 足りるか。これだけの事業を行うのにもう少し増やしていく支援が必要ではないか。もっとケースが増えることを前提に考え、コミュニティソーシャルワーカーも増やすよう、考えて欲しい。

#### 【市の考え方】今後の参考

コミュニティソーシャルワーカーの増員については、今後も地域の状況に応じて、 検討してまいります。

要 望 42	子どもたちのことも含め、やっと福祉に関することが、連携という言葉を使わなくても当然のようにまとまった形になり、子供も年寄りも障がい者も関係なく同じように住めるようになる第一歩である。制度のためにうまくできないこともあるので、市役所の人は一生懸命勉強して市民に情報を伝えて欲しい。実際に「天竜区はここを支援する」というようなものを出してもらえたらうれしい。
要 望 43	山間地の実情を見て、そこから天竜区について考えていってほしい。

#### 【市の考え方】今後の参考

天竜区は、他の区に比べ地域のコミュニティが強みであると感じております。そして、コミュニティソーシャルワーカーによる活動に対する支援や他の優良事例の 横展開等を実施いく中で、その地域の課題を的確に捉えたうえで、天竜区の強みを 活かした支援をしてまいります。

質

コミュニティソーシャルワーカーはどんな役割で、天竜区にはどこに 何人配置されているか。今後は増員の見通しはあるか。

問 18 天竜区は超高齢化社会でありコミュニティソーシャルワーカーが積極 的に入ってほしい。地域に対するサポート役であれば大事な役割なので、 広く住民に存在をアピールしてほしい。

#### 【市の考え方】今後の参考

コミュニティソーシャルワーカーは、困りごとを抱えた人に必要な支援を届けるとともに地域の困りごとや希望を明確にして、地域福祉やまちづくりに住民が自分たちで取り組むサポートをする役割を担っています。令和5年度は、天竜区担当2人と天竜区と浜北区を統括する地域リーダーとしてもう1人配置されており、天竜保健福祉センターにて勤務しております。今後の配置の見通しについては、状況に応じて検討してまいります。

今後も、コミュニティソーシャルワーカーの役割は、より重要となってくるため、 地域住民とともに、地域づくりを実践していくためにも周知を徹底してまいります。

要 望 44 地域福祉というと、どうしてもボランティアということがでてくる。 ただ、これからの地域福祉を考えると、補助の対象に、人件費を含めた ものをきちんと入れておくことが必要。特に事務関係への人件費補助は 大切だと思う。

市民ボランティアの位置づけについて ボランティア講座を受講し地区社協などの組織に登録し、団体からメニュー、内容、日程など提示され、登録ボランティアとして活動する、というかたちを基本としているようですが、就業者にはなかなか活動がしづらい。

要 望 45 他県他市の例から、全市民をボランティアとみなし、全市民がボランティア保険に加入し、たとえば5分や10分でも、子守やお留守番、荷物受け取りや見守り、付添いなど、ちょっとしたボランティアを安心して、気軽に助け合うというかたちの市民ボランティア活動を基本としている例がある。部署や組織にしばられることなく、自由に参加できる。浜松市もボランティアをしたい、という市民が3割いる。ボランティアは時間が自由な退職後や非就業者という視点から、すこし見方を変えることも必要と思う。

#### 【市の考え方】**今後の参考**

今後も、ボランティア活動へ参加しやすい基盤づくりを行っていくうえで、他都市の事例を参考にするとともに、現状にあった活動への助成のあり方等を検討して まいります。

要 地域包括センター及びケアマネジャーのマインドセットの確認とアッ望 プデートについて

46 私たちがサポートと支援をしてきた、少数ですが実際の経験から導か

れる分析に基づき、専門家としての「クオリティ・オブ・ライフ」と「ウェルビーイング」への深い理解と取り組みが、資格や責任ある立場の本質的な意義を成すということを、強く訴えたいと思う。業務の遂行と敢行は、専門家として重要だが、それ以上に重要なのは、介護される人々の意識を細やかに理解し、それに応えることである。専門家の職務は、単に業務の遂行に留まるべきではなく、介護される人々の人間性とそのニーズに深く根差したものでなければ、その意味を失う。

#### 【市の考え方】今後の参考

ご意見を参考に、施策の柱3施策の方向性2「福祉サービス提供者の育成・支援」 を推進していく中で、事業者に対する研修の実施により、資質向上を図ってまいり ます。

#### 要 望 47

全体を通して、従来と同様、高齢者、障がい者、小さな子どもを対象とした内容で、こどもにしても少し年代のあがった子ども・若者のための施策は薄いと感じた。そもそも浜松市子ども・若者支援プランがそうした傾向があるので、その上位計画として視点を広くし、子ども基本法に述べられているように、子どもを客体ではなく主体としてみた施策の展開を望む。

多くの機関と連携を進める重層的支援体制整備事業について柔軟な動きが可能なコミュニティソーシャルワーカーほか、コーディネートの役割を担った人の動きに依存する部分もあるので、十分な人員配置と働く環境整備をお願いしたい。

#### 【市の考え方】今後の参考

ご意見のとおり、地域福祉計画としては、若者を含めた全ての地域住民の福祉を 考えていくものですので、子ども・若者分野との連携を密にし、施策を展開してま いります。

また、包括的な支援体制を整備するためにも、重層的支援体制整備事業を活用し、 多機関連携がしやすい環境整備に努めてまいります。

教育行政との協働について(不登校の児童生徒への対応)

要 望 48 昨今、不登校の児童生徒が急増している。彼らは地域内の家庭ですごしているものの、縦割り行政の弊害か、福祉計画に大きく取り上げられていない。現在、学びの教室は生活困窮家庭が利用できるが、不登校の子どもたちは学びの遅れがあっても利用することができない。遠くのフリースクールやサポートを受けに行くため、親も十分に働くことができない問題がある。

不登校の児童生徒は、学びの遅れとともに、人との関係性を築く体験が希薄であることが、その後の社会生活に大きな影響を与えるといわれており、自分で通える地域で支えていくことが重要である。放課後だけでない子どもの居場所についても検討すべきであり、教育行政との連携について筆を割くべきと考える。

#### 【市の考え方】今後の参考

本計画において、不登校の児童生徒を含め、誰も取り残さない支援体制の構築を目指しております。

今後もスクールソーシャルワーカー等とともに支援ネットワークを強化していくため、教育行政との連携を密にしてまいります。

文化行政との協働について(生活困窮家庭への文化活動への助成)文化行政について、生活困窮家庭に対する支援の充実が望まれる。

#### 要 望 49

文化の享受はすべての人に認められる権利であるが、入場料がかかる 様々なコンサートやイベントについて、生活困窮家庭が無料で入れる仕 組みが必要である。地元の企業の協賛などにより、実現してほしい。

地域の民生委員がチケットを配布して回ることができたら良いと思う。

文化行政との協働について(誰でも自尊心を持つための事業助成) 福祉の考え方では、支援者と被支援者が分かれてしまう。しかし、被 支援者という立場ではなく一人の人間としての尊厳を取り戻すために、 文化的な活動をする必要がある。

望 50

現在、文化関係の市民向け助成金では、難しい書類を提出しなければ 文化関係の助成金を受け取ることができない。そこで、誰でも小さな活動ができたり、助成金を得て地域で文化活動ができるような手助けができる制度や、相談窓口を文化行政に設けることが必要であり、病院や施設、在宅などへのアウトリーチについても計画してほしい。

#### 【市の考え方】今後の参考

今後、地域共生社会の実現を目指し、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」の関係を超えて、つながり、支え合うことが必要となります。そのために、福祉分野として、文化分野を含め、様々な分野との連携を更に深め、相互にプラス効果が得られる施策展開を検討してまいります。

#### 要 望 51

本年6月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が交付され、令和6年1月施行となる。高齢化日本の社会の現況を乗り切るための初の認知症に関する法律である。しかし、第5次浜松市地域福祉計画(案)に見当たらない。次年度からの計画には、他県他市においても準備に入っていると聞いている。政令市である浜松市にはぜひ、早々の反映をお願いしたい。

#### 【市の考え方】その他

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」については、高齢者福祉に係る分野別計画である「はままつ友愛の高齢者プラン」にて、記載する予定でございます。

地域福祉計画と各福祉分野の計画については、相互に連携しながら計画を推進しております。

要 望 52 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」にもうたわれている、若年性認知症の方のための支援に関する施策が、浜松市においては民間レベルでの活動(NPO法人浜松地域支援事業団)は行われているが、浜松市としての支援はない。ぜひ、第5次浜松市地域福祉計画においては施策を盛り込み実施していただきたい。

また、厚生労働省の現在の日本における認知症施策においては、県又

は政令市には「若年性認知症支援コーディネーター」を配置するとされている。現状は静岡県が静岡県社会福祉士会に委託し、SOSコールセンターもあわせて委託している。静岡市において委託先の業務として「若年性認知症コーディネーター業務」をおこなっているというが、浜松市に関しては我々がおこなっている若年性認知症に方に関する社会資源に関する相談すらまったく知らない状況であった。相談も来ない現状である。浜松市においては若年性認知症支援コーディネーターを配置する必要があると考えている。特に、若年性認知症に対応した実績のあるコーディネーターの配置が全国各地でおこなわれている。前向きにご検討いただきたい。

#### 【市の考え方】今後の参考

若年性認知症の人やその家族への支援につきましては、本計画の中で相談体制の構築に取り組んでまいります。その中で、静岡県が配置する若年性認知症支援コーディネーターとの連携を進めてまいります。